



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年10月9日

長野県知事 村井 仁

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
楽²スクエアbyドッポ箕輪店
上伊那郡箕輪町大字中箕輪字割手8981
- 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所
株式会社 鈴茂商事
飯田市鼎名古熊2094-1
- 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業を行う者の氏名(名称)	開店時刻	閉店時刻
株式会社 鈴茂商事	午前10時	午後8時

(変更後)

小売業を行う者の氏名(名称)	開店時刻	閉店時刻
株式会社 ドッポ	午前10時	午前2時 (年間30日 24時間)

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No.	変更前	変更後
1	午前9時30分～ 午後8時30分	午前9時30分～ 午前2時30分 (年間30日 24時間)
2	午前9時30分～ 午後8時30分	午前9時30分～午後9時

- 変更する年月日
平成20年10月1日
- 届出年月日
平成20年9月8日
- 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課
- 縦覧の期間
平成20年10月9日から平成21年2月9日まで
- 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日

付け12産振第137号) 様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年10月9日

長野県知事 村井 仁

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
諏訪ステーションパーク 1
諏訪市沖田町13-6 他
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社 OPA
東京都江東区東陽2-2-20
- 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
(変更前)

小売業を行う者の氏名(名称)	代表者氏名(法人の場合)	住所
株式会社 ライトオン	藤原 正博	茨城県つくば市東新井37-1
株式会社 モンベル	辰野 勇	大阪府大阪市西区新井1-33-20
株式会社 エイデン	岡崎 昇一	名古屋市中区区名駅4-22-21
株式会社 チョダ	舟橋 政男	東京都杉並区成田東4-39-8
有限会社 稲垣	稲垣 博司	長野県伊那市伊那5237-1
株式会社 アルファー	立花 敏久	神奈川県横浜市港北区新横浜2-3-10
有限会社 サン・ヌーベル	北尾 律子	長野県諏訪市渋崎1792-413
グンゼ株式会社	木村 俊之	大阪府吹田市江坂町1-13-33
株式会社 ハニーズ	江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1
株式会社 文教堂	嶋崎 欽也	神奈川県川崎市高津区久本3-3-17

(変更後)

小売業を行う者の氏名(名称)	代表者氏名(法人の場合)	住所
株式会社 ライトオン	藤原 正博	茨城県つくば市東新井37-1
株式会社 モンベル	辰野 勇	大阪府大阪市西区新井1-33-20
株式会社 エイデン	岡崎 昇一	名古屋市市中村区名駅4-22-21
株式会社 チョダ	舟橋 政男	東京都杉並区成田東4-39-8
株式会社 タカラトミー	富山 幹太郎	東京都葛飾区立石7-9-10
有限会社 稲垣	稲垣 博司	長野県伊那市伊那5237-1
有限会社 ボコジャン	内藤 文緑	山梨県甲府市国母5-8-1
株式会社 ハニーズ	江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1
株式会社 文教堂	嶋崎 欽也	神奈川県川崎市高津区久本3-3-17

4 変更した年月日

- 株式会社 タカラトミーの出店 平成20年8月1日
- 株式会社 アルファーの退店 平成19年9月30日
- 有限会社 サン・ヌーベルの退店 平成19年1月31日
- 有限会社 ボコジャンの出店 平成19年12月1日
- グンゼ 株式会社の退店 平成19年5月31日

5 届出年月日

平成20年9月1日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成20年10月9日から平成21年2月9日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。

平成20年10月9日

長野県知事 村井 仁

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
諏訪湖漁業協同組合	諏訪市渋崎1792-374	内共第5号

2 変更の内容

諏訪湖漁業協同組合遊漁規則

第5条第2号中「上流300メートルに至る」を「茅野市江川橋までの」に改める。

3 変更後の遊漁規則の施行日

平成20年10月2日

園芸畜産課

公告

佐久市による田口用水地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成20年10月9日

長野県佐久地方事務所長 木曾 茂

1 土地改良事業の名称

元気な地域づくり交付金

2 土地改良事業の施行についての同意年月日

平成16年4月19日

3 土地改良事業を行った者の名称

佐久市

4 事務所の所在地

佐久市中込3056番地

5 工事着手年月日

平成16年7月14日

6 工事完了年月日

平成20年3月31日

農地整備課

公告

小谷村による阿原地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成20年10月9日

長野県北安曇地方事務所長 畑中和良

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成20年10月10日から11月10日まで

3 縦覧の場所

小谷村役場

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年10月9日

長野県立総合リハビリテーションセンター所長

木下久敏

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

パーソナルコンピュータ14台及び周辺機器一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成20年12月1日から平成25年11月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

長野市下駒沢618-1

長野県立総合リハビリテーションセンター

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（該当加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市下駒沢618-1

長野県立総合リハビリテーションセンター 管理部総務課

電話 026 (296) 3953

4 入札手続等

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年10月23日（木）午後2時

イ 場所 長野県立総合リハビリテーションセンター
3階大会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年10月17日（金）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県立総合リハビリテーションセンター所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

障害福祉課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年10月9日

長野県工業技術総合センター所長 島田享久

1 入札に付する事項

(1) 工事名

工業技術総合センター（精密・電子技術部門）外壁改修工事

(2) 工事内容

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期限

契約日から平成21年1月30日まで

(4) 履行場所

岡谷市長地片間町1-3-1

長野県工業技術総合センター 精密・電子技術部門

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による営業停止の処分を受けていない者であること。
- (3) 建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（昭和60年7月30日付け60監第288号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 長野県建設工事等入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。
 - ア 建築工事一式について入札参加資格を付与されている者であること。
 - イ 南信地区（諏訪地方事務所、上伊那地方事務所及び下伊那地方事務所管内）に本店を有している者であること。

3 支払条件

(1) 前金払

原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の4割の範囲内で前金払をします。

(2) 部分払

原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数の範囲内で部分払をします。

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

岡谷市長地片間町1-3-1
長野県工業技術総合センター精密・電子技術部門
電話番号 0266(23)4000

5 入札手続等

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年10月27日(月) 午前11時

イ 場所 岡谷市長地片間町1-3-1

工業技術総合センター精密・電子技術部門
4階 視聴覚室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年10月17日(金)午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務要領（平成13年5月8日13監技第47号）第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

(6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

6 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

ものづくり振興課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年10月9日

長野県篠ノ井高等学校長 宮本照子

1 入札の目的

建設工事の請負契約

2 工事名

篠ノ井高等学校 グランド防球ネット設置工事

3 工事箇所名

長野県篠ノ井高等学校

4 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしているものであること。

ア とび・土工・コンクリート工事について入札参加資格を付与されていること。

イ 資格総合点数が794点以上であること。

ウ 長野地方事務所管内に本店を有していること。

5 工期

着手日から約50日間

6 支払条件

(1) 前金払

原則として、1件の契約額が100万円以上の工事等について契約金額の4割の範囲内で前金払をします。

(2) 部分払

原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数の範囲内で部分払をします。

7 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書(案)、設計図書及び入札心得を、平成20年10月9日(木)から平成20年10月21日(火)まで次の場所において縦覧に供します。

長野市篠ノ井布施高田1161-2
長野県篠ノ井高等学校
電話 026(292)0066

8 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年10月22日(水) 午前11時
イ 場所 長野県篠ノ井高等学校 会議室

(3) 郵便入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、4に掲げる資格を有することを証する書類に経営事項審査結果通知書を添付して、平成20年10月17日(金)午後5時までに上記7の場所に提示し、確認を受けてください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務要領(平成13年5月8日13監技第47号)第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

(6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

9 その他

詳細は、入札心得によります。

高校教育課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年10月9日

長野県岩村田高等学校長 宮島 範雄

1 入札の目的

建設工事の請負契約

2 工事名

岩村田高等学校 電力室改修工事

3 工事箇所名

長野県岩村田高等学校

4 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしているものであること。

ア 建築一式工事について入札参加資格を付与されている者であること。

イ 資格総合点数が746点以下の者であること。

ウ 上小地方事務所又は佐久地方事務所管内に本支店又は営業所を有している者であること。

5 工期

着手日から約105日間

6 支払条件

(1) 前金払

原則として、1件の契約額が100万円以上の工事等について契約金額の4割の範囲内で前金払をします。

(2) 部分払

原則として、1件の契約額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数範囲内で部分払をします。

7 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書(案)、設計図書及び入札心得を、平成20年10月9日(木)から平成20年10月22日(水)まで次の場所において縦覧に供します。

佐久市岩村田1248の1番地

長野県岩村田高等学校

電話 0267(67)2439

8 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年10月22日(水) 午前11時

イ 場所 長野県岩村田高等学校 会議室

(3) 郵便入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、4に掲げる資格を有することを証する書類に経営事項審査結果通知書を添付して、平成20年10月17日(金)午後5時までに上記7の場所に提示し、確認を受けてください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者

の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務要領（平成13年5月8日13監技第47号）第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

(6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

9 その他

詳細は、入札心得によります。

高校教育課